

シルバー 古賀

第69号

令和5年1月発行

公益社団法人
古賀市シルバー人材センター



シルバーチラシ配布 10月7日(金)
日吉台区・花鶴丘2丁目3区



健康福祉まつり 芽ぶきの会 10月16日(日)



奉仕作業 10月22日(土)
(市役所周辺ゴミ拾い)



日帰り旅行(山口方面) 11月14日(月)

発行者 (公社) 古賀市シルバー人材センター
広報委員会
古賀市千鳥2丁目21-3
TEL 942-6994
FAX 942-6902
URL <http://www.kogasc.com>

基本理念

- 自主** 自分のものとして考える
- 共働** 共に力を合わせて働く
- 自立** 自分達で育て行動する
- 共助** 共に助け合う



矢野理事長

新年のご挨拶

理事長年頭のあいさつ 明けましておめでとうございます。



会員並びに関係者の皆様には、健やかな希望に満ちた新年をお迎えることとお慶び申し上げます。

平素から当センターの事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が拡大・縮小を繰り返しているコロナ禍にあって、全国的にもシルバー事業に大きな影響がでました。

当センターにおいても令和3年度は、会員の減少及び事業収益の減少が顕著でした。令和4年度は、企業訪問等による就業機会の拡大活動を展開するなど事業収益は回復傾向にあります。コロナの収束の兆しが見えない中で運営基盤である会員の拡大、就業機会の開拓及び独自事業の展開は継続的に取り組んでいかなければならない課題です。

このような中で、今年10月に実施が迫った消費税におけるインボイス制度の導入において、全国的にセンターの運営基盤を揺るがす大きな問題であります。つまり会員に支払う配分金について、仕入税額控除ができなければセンターに新たな税負担が生じ、収支相償の会計原則が求められるセンターにはそのような財源はないからです。全シ協や県シ連では、インボイス制度の特例等について、関係省庁・関係機関に働きかけを行いながら、実施にあたっての対応策について検討を重ね提案する方向であることから当センターにおいてもその動向を注視し、対応方針を決めていくことにしています。

コロナ禍において、安全就業を第一に「仕事をする喜び、仕事ができる喜び、感謝される喜び」を実感するシルバー事業に取り組んでいきたいと考えます。

本年が皆様にとって素晴らしい一年となりますよう心からお祈り申し上げ新年のご挨拶といたします。

市長・議長への要望書提出



職員紹介



本年もよろしくお願ひします





調理講習会 9月8日(木)
(リーパスプラザ)



安全運転スクール 9月22日(木)
(古賀自動車学校)



古賀東地域班交流会
11月27日(日)



奉仕作業 10月22日(土)
(市役所周辺)

センター行事

活動報告!

会員交流



花鶴丘地域班交流会
11月27日(日)



日帰りバス旅行(会食)
11月14日(月)



ウォーキング大会 11月19日(土)
(ベジフルスタジアム)



スカットポール大会
10月1日(土)

福岡県シルバー人材センター連合会
安全就業促進大会

全国統一安全就業スローガン
「高齢化社会を生き生きと、
魅力あるセンターをめざして」



- 11月29日(火)に開催されました。
- 7名が参加しました。

その他の行事

- 企業への表敬訪問 《11月11日(金)》
(9社訪問)
- 介護予防講習会 《11月25日(金)》
(サンコスモ古賀)



第8回
安全大会

10月11日(火) 千鳥苑



中村直志 会員

みんなのひろば

千鳥駅の駐輪場で仕事をしながら、約4年位古賀市から委託を受けている分別収集(資源ごみ・リサイクル)の仕事エコロの森で、月に3回、10:00から13:00まで行っています。市民の方々が色々な種類の品物を持ち込みますが、中にはパンフレットと違う品物が沢山ありましたが、「ごみの出し方」とおりにとお願いしています。最近は大分良くなって来ました。これからも市民の方々には、言葉遣いには充分気をつけて、トラブルが無いように頑張っていきたいと思ひます。

知っていましたか？ いつもの配分金には「消費税」が含まれていることを！ 9ヶ月後に迫ったインボイス制度=消費税でシルバーが大ピンチ



令和元年度の消費税が引き上げられ、8%の軽減税率と10%の2種類の税率区分が混在することから、消費税の透明性を図ることを目的に令和5年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されることになりました。

この制度は、消費税の不正防止に加え、「益税抑制」を目的にしていますが、導入されるとシルバー人材センターにとって大きな問題が生じます。

●インボイス制度で何が変わる……？ センターが納税！

センターでは、発注者から支払われた代金のうち、事務費、材料費を除く全額(労賃+消費税10%)を配分金として会員に支払っています。

本来、会員が受け取った消費税は国に納付しなければなりません、会員は年間課税売上が1,000万円以下の個人事業主のため、消費税の納付が免除されています。これが「益税」です。

現在の制度では、センターが支払った配分金に含まれる消費税はセンターの消費税申告において、全額仕入控除できるため会員は納税義務はなく、材料費及び事務費に含まれる消費税だけを納めています。

しかし、制度が変わると……、会員が課税登録事業者にならない限り、仕入控除ができないためセンターが支払った会員の配分金に含まれる消費税相当額をセンターが納めなくてはなりません。

●納税額はどのくらい……？ なんと、年額1,000万円！

令和3年度決算でみると、全会員分への配分金は約1億円ですので、この配分金に含まれる消費税は、なんと1,000万円完全実施まで経過措置はありますが、センターにはこれを支払う財源がありません。大ピンチです。

●ピンチを乗り切る方法は……？ あるにはありますが…！

このピンチを乗り切るには、いくつかあります。

- ① 会員全員が免税事業者から外れる事業者登録を行い、受け取った消費税を会員が納める。
- ② 国・市の補助金の増額
- ③ 事務費の引き上げ(現行15%→20%)
- ④ 会員とセンターで負担割合を決める。

●制度開始に向けた方策は……？ 最善な方策を方針決定

地方議会において要望書を提出し、国にシルバー人材センターが今回のインボイス制度の対象にならないよう要望の動きがありましたが、国は特例対象としないことが示されました。

方策は、いくつか方法はありますが、税補填のための補助金増額は、本来の趣旨と異なる。事務費の引上げは、発注者への負担が増え、顧客離れが不安材料、会員の収入減は極力避けたいところですが、やむを得ず会員負担もお願いすることなど……課題が残されています。

今後、センターとして情報を収集しつつ、最善の方策を検討して制度開始までに方針を決定していく予定です。



業務(除草担当) 山口 章二

新職員紹介

会員の皆さんと楽しく頑張っています。よろしくお願ひします。

編集後記

新しい年を迎え、ここ数年色々な種類のコロナウイルスの増減を繰り返し、普段の生活に戻るには未だ時間がかかりそうです。シルバー人材センターの仕事は、少しずつ上向きのお話も聞きます。

また、会員の減少も大変気になります。地域の交流会も多数の参加を呼びかけ、令和5年度は会員と仕事量の増加を願うばかりです。

N.N